我孫子市開発行為等運用・審査基準の一部を改正する告示

我孫子市開発行為等運用・審査基準（平成２４年告示第４６号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第４　第一種特定工作物 １　略 ２　略 **３　危険物の貯蔵又は処理に供する工作物の範囲から公益上必要な工作物が除外されているのは、法第２９条第１項第３号（政令第２１条）に規定する公益上必要な建築物に係る開発行為を許可の対象としていない趣旨に鑑み、工作物にあっても公益上必要なものについては、その開発行為を許可の対象とすべきでないからである。**	第４　第一種特定工作物 １　略 ２　略
参考：建築基準法別表第２による分類　略	参考：建築基準法別表第２による分類　略
第５　第二種特定工作物 １　略 ２　略 **３　法第２９条第１項第３号（政令第２１条）に規定する公益上必要な施設に該当するものについては、一応運動・レジャー施設に含まれるも**	第５　第二種特定工作物 １　略 ２　略

<u>のであっても、開発許可制度の趣旨からして適用除外としているが、これは第一種特定工作物の場合と同様の趣旨による。</u>	
【条例】 （自動車駐車施設） 第２５条　略 【規則】 （条例第２５条に規定する自動車の駐車施設の設置基準） 第１４条　略	【条例】 （自動車駐車施設） 第２５条　略 【規則】 （条例第２５条に規定する自動車の駐車施設の設置基準） 第１４条　略
第　２５　公共施設の管理者の同意	第　２５　公共施設の管理者の同意
（公共施設の管理者の同意等） 法第３２条　略 （開発行為を行うについて協議すべき者） ２及び３　略 政令第２３条　略 （1）から（4）まで　略	（公共施設の管理者の同意等） 法第３２条　略 （開発行為を行うについて協議すべき者） ２及び３　略 政令第２３条　略 （1）から（4）まで　略
１　本文　略 (1)及び(2)　略 (3)手続	１　本文　略 (1)及び(2)　略 (3)手続
【条例】 （事前協議） 第６条　略 （我孫子市開発行為検討会の設置）	【条例】 （事前協議） 第６条　略 （我孫子市開発行為検討会の設置）

第７条　略 （協議書の締結） 第８条　略 （事前協議の変更） 第９条　略 【規則】 （条例第６条第１項に規定する事前協議の手続） 第６条　略 ２　条例第６条第１項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。 (1)から(8)まで　略 (9)　前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの ア　略 イ　**<u>消防施設協議申請書の写し</u>** ウからクまで　略 ３　略 別表第１（第６条、第１０条関係）及び別表第２（第６条、第１０条関係）　略 （条例第６条第３項の規則で定める開発行為） 第７条　略 （我孫子市開発行為検討会） 第８条　略 （条例第８条第１項、第９条第２項	第７条　略 （協議書の締結） 第８条　略 （事前協議の変更） 第９条　略 【規則】 （条例第６条第１項に規定する事前協議の手続） 第６条　略 ２　条例第６条第１項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。 (1)から(8)まで　略 (9)　前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの ア　略 イ　**<u>消防施設に関する協議書の写し</u>** ウからクまで　略 ３　略 別表第１（第６条、第１０条関係）及び別表第２（第６条、第１０条関係）　略 （条例第６条第３項の規則で定める開発行為） 第７条　略 （我孫子市開発行為検討会） 第８条　略 （条例第８条第１項、第９条第２項

	及び第１５条第２号の規則で定める基準） 第９条　略 （条例第９条第１項に規定する事前協議の変更手続） 第１０条　略			及び第１５条第２号の規則で定める基準） 第９条　略 （条例第９条第１項に規定する事前協議の変更手続） 第１０条　略	

附　則

この告示は、公示の日から施行する。